

水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書

コロナ禍の長期化は、農産物需要が減少、在庫増、価格低迷など生産者を苦しめています。生産者は、「国民の食料を支えている」との思いで農作業に励んでおられます。

昨年からの食品価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻と長期化で食料不足や価格高騰が続き、消費者への影響も深刻になり庶民の生活を直撃しています。

また、肥料や飼料など生産資材も多くが輸入に依存している現状から、品不足と価格高騰現象が続き、円安が追い打ちをかけ生産者を窮地に追い込んでいる状況です。

そういった情勢の中、国が進める「水田活用の直接支払交付金の見直し」政策の実施は、国に協力し築き上げてきた北海道の営農体系に大きな変更を求めるものであり、離農を生み、農地の流動化や耕作放棄地の増加、土地改良区の運営などに大きな影響が懸念されます。

また、世界的食料価格高騰や地球温暖化、大規模自然災害などで食料自給率が低い我が国の食への不安が広がっている中、水田活用の直接支払交付金の見直しは、食料自給率引き上げに逆行するといえます。

よって次の対策を強く求めます。

- 1 水田活用の直接支払交付金の見直しは中止すること。
- 2 肥料、飼料の安定確保と生産資材の高騰対策を行うこと。
- 3 食料自給率を確実に引き上げるため、価格保障や所得補償など生産者を励ます政策を実施すること。
- 4 農産物の輸入依存を減らす外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月16日

北海道中川郡美深町議会議長 南 和 博

【提出先】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
外務大臣	林	芳正	殿
農林水産大臣	野村	哲郎	殿